

久留米市長 宛て

省エネ改修に係る固定資産税の減額申告書

納税義務者	住所	電話()									
	氏名又は名称	印									
	個人番号又は法人番号										
家屋の所在	久留米市										
家屋番号	種類	構造				長期優良 該当 有・無					
建築年月日	昭和 平成	年	月	日	床面積 m ²			住宅部分の床面積 m ²			
登記年月日	昭和 平成 令和	年	月	日	改修 工事 に 要 し た 費 用	①工事全体の費用 _____ 円					
改修工事 完了年月日	平成 令和	年	月	日		②該当工事費 _____ 円					
熱損失防止改修(省エネ改修)工事が完了した日から 3月以内に提出することができなかった理由						③補助金等の金額 _____ 円					
					工 事 内 容	②-③自己負担額 _____ 円					
						<input checked="" type="checkbox"/> 窓の断熱改修工事 <input type="checkbox"/> 天井の断熱改修工事 <input type="checkbox"/> 床の断熱改修工事 <input type="checkbox"/> 壁の断熱改修工事					

- (注) 1 この申告書は、地方税法附則第15条の9第9項若しくは第10項又は法附則第15条の9の2第4項若しくは第5項の規定により、固定資産税の減額措置を受けようとする場合に提出していただくものです。
- 2 この申告書は、改修工事完了後3月以内に市役所資産税課に提出してください。
やむを得ない理由により期間内に提出できなかった場合は、その理由を記入して提出してください。
- 3 納税義務者の住民票の写しを添付してください。ただし個人番号の記載がある場合は不要です。
- 4 地方税法附則第15条の9第9項又は第10項の規定による固定資産税の減額措置を受けようとする場合は、地方税法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が行われたことを証する書類を添付してください。
- 5 地方税法附則第15条の9の2第4項又は第5項の規定による固定資産税の減額措置を受けようとする場合は、次に掲げる書類を添付してください。
(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第6条、第9条又は第13条に規定する通知書の写し
(2) 地方税法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が行われたことを証する書類
- 6 省エネ改修を行うにあたって久留米市から補助金等(その他これに準じるものを含む。)の交付を受けている場合には、その交付決定を受けたことを確認できる書類を添付してください。